

飲用に適する水(井戸水等)を使用する事業者の方へ

井戸水等による食中毒の発生を未然に防止するため、食品関係営業施設において、井戸水等を使用する場合、食品衛生法に基づく自主衛生管理が必要となります。

以下の検査等の衛生管理を適切に実施し、水による事故を防止しましょう。

1 検査について

(1) 検査項目

「食品、添加物の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の第1食品Bの5に規定された『食品製造用水』に係る 26 項目を行うこと。(食品衛生法施行規則別表 19 の二のト)

(2) 定期検査

1 年 1 回以上水質検査を行うこと。ただし不慮の災害により水源等が汚染されたおそれがある場合にはその都度水質検査を行うこと。(食品衛生法施行規則別表 17 の四のロ)

(3) 毎日の管理

殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、殺菌装置を設置した場合は、1 日 1 回以上残留塩素に関する検査 (DPD 法) を実施し、記録すること。(食品衛生法施行規則別表 17 の四のホ、食品衛生法施行規則別表 19 の二のハの中段を参照)。

(2)(3)において異常を認めた場合は、直ちに使用を中止し、適切な措置を講じること。

(4) 水質検査成績書の保存

検査成績書及び毎日の検査記録は 1 年間保存すること。ただし取り扱う食品又は添加物を使用され、又は消費されるまでの期間が 1 年以上の場合は当該期間保存すること。(食品衛生法施行規則別表 17 の四のロ)

2 山形市内の検査機関 (参考：タウンページより抜粋)

| 名称 | 電話番号 | 住所 |
|------------------|--------------|-------------|
| (株)計量分析センター | 023-641-6369 | 南原町 1-21-18 |
| (株)丹野 | 023-641-1141 | 松見町 12-3 |
| (株)江東微生物研究所 | 023-633-4404 | 円応寺町 7-8 |
| (株)テトラス | 023-643-3226 | 志戸田 550 |
| 東北環境開発(株)山形支店 | 023-681-1800 | 瀬波 1-2-13 |
| 日本環境科学(株) | 023-644-6900 | 高木 6 |
| 理研分析センター(株)山形営業所 | 023-684-4761 | 江俣 4-20-25 |
| 一般財団法人理化学分析センター | 023-645-5308 | 松栄 1-6-68 |

- ・事前に電話等で打合せしてください。
- ・「食品衛生法」に基づく水質検査である旨をお伝えください。

【お問い合わせ先】 山形市保健所 生活衛生課 TEL：023-616-7280 まで